

指導資料

 鹿児島県総合教育センター

情報教育第132号

- 幼稚園，小・中・高等・特別支援学校対象 -
平成26年10月発行

学校等での著作物の利用について

パソコンやスマートフォン等の普及により、インターネットへの接続は、いつでも、どこでも、誰でも、簡単に閲覧できる環境になった。それに伴ってデジタル化された音楽やアニメーションを含む書籍等の著作物を、簡単に複製したりダウンロードしたりできるようになった。新学習指導要領でも著作権を含む情報モラル教育の記載がなされており、実際の授業その他の活動においても様々な著作物を扱っている。したがって著作物を利用するに当たり、著作権法について正しい知識をもつ必要がある。

そこで、本稿では、学校その他教育機関における著作権についての概要、指導の在り方、複製のガイドラインや著作物の適切な利用等について述べる。

1 著作権の概要

著作権は、特許権、商標権などの産業財産権とともに「知的財産権」と呼ばれる権利の一つ(図1)である。

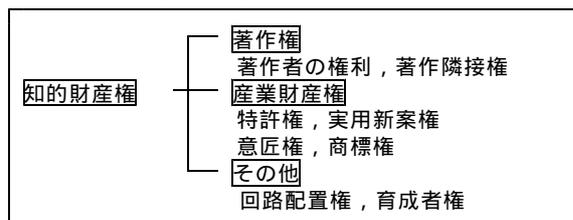


図1 知的財産権について

著作権は文化の発展のために音楽、絵画、

小説、映画、コンピュータ・プログラムなどの著作物を保護することを目的としており、著作権法の条文(抜粋)では以下のよう定められている。

第1条(目的)
この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

第21条(複製権)
著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。

第63条(著作物の利用の許諾)
第1項 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
第2項 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

このように、著作権法により著作権者及び著作物は保護されている。例えば、複製に関しては、著作者が複製する権利を専有しており(第21条)、著作権者の許可なく著作物を利用することはできない(第63条)。また、この他に上演権、演奏権、上映権、公衆送信権などに加え、著作物等を「伝達する者」(実演家、レコード制作者、放送事業者等)に与えられる著作隣接権も著作権の内容に定められている。

2 児童生徒への著作権の指導

各校種において、児童生徒の発達の段階に応じて行われる情報モラル教育の中でデジタルコンテンツを含む著作物の取扱いについての指導が重要となっており、様々な

活動の場面を生かして著作権に関する指導を行うことが必要である。

(1) 場面に応じた指導のポイント

ア 調べたことを整理し、発表する場面
調べたことについては、必要に応じ、相手に許諾を得て公開することや著作物からの引用時に、出典を明記する約束などを取り入れ、著作物に対する正しい取扱い方を身に付けさせる。

イ 作品制作や鑑賞を行う場面
自分自身が制作したオリジナルの作品も著作物であることを認識させる。
また、友人の作品や伝統的な玩具、美術品を作った人のアイデアを尊重し、それぞれの作品を大切に扱うにはどうすればよいかを場面に応じて適宜考えさせ、話し合わせることを通して、著作物に対する意識を高める。

ウ カメラやビデオカメラを活用した情報収集、画像や映像を扱う場面
自らが撮影した人物を含む写真等を用いる場面で、他人が撮影したものも含めて、それが著作物であることを認識させ、どのように取り扱うことが適切であるかを話し合わせ、個人のプライバシーや肖像権についても考え、理解させる。

(2) 指導の仕方の工夫

ア インターネットを利用した指導
インターネットを利用した指導については、児童生徒の発達の段階に応じた数多くのWebサイトを利用することが可能である。ここでは例として難しい表現ではなく、アニメキャラクターが説明してくれる「楽しく学ぼう著作権」のサイトを紹介する(図2)。



図2 楽しく学ぼう著作権のtop画面
(<http://www.kidscric.com/index.html>)

イ 問題事例に基づく指導

未成年者による音楽ファイル等のダウンロードに絡む著作権法違反の事例があった。例えばこの事例を基に次のような指導を行うことができる。

(ア) 事例

音楽ファイル等を、大量にダウンロードし、その後自身の運営するブログに音楽ファイル等をアップロードし、ブログの訪問者にダウンロードさせたとして告訴された。

(イ) 問題点

著作者に無断で複製や配信を行うと著作者は不利益を被る。児童生徒が著作物の取扱いについて正しい知識をもたずにデジタルコンテンツ等を取り扱うことが問題である。

(ウ) 指導上の留意点

デジタルコンテンツの取扱いにおいて不正な事例が相次いでいることを受け、平成24年10月には、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備がなされ、「販売または有料配信されている音楽や映像の違法ダウンロード」は刑罰の対象となった。このことをしっかり認識させ、「知らなかった」ということがないようにすることが必要である。

(I) 関連した指導

学校生活の中でも指導の機会があ

る。例えば、昼食時間や作業時間に流される音楽（楽曲）の放送については著作権上「演奏」となる。著作権法第38条により、音楽演奏も非営利であり、無料であれば、許容範囲となる。ただし、販売されているCDを購入して使用しなければならない。レンタルショップで借りたCDを放送（演奏）するのは違法となる。そこで、なぜ違法となるのかについて考える機会をもたせたい。その上で、レンタルショップは著作物をレンタルするために、著作権者に著作権料を支払い、契約を交わしていることや、個人会員はレンタルショップと私的使用のみに限定して契約を結んでいるため、目的以外の使用に関しては「規約違反」となることを説明する。

(3) 著作権教育の段階的指導モデル

著作権について児童生徒に考えさせて理解を促す指導を行う際の目安として公益社団法人著作権情報センターから「著作権教育の段階的指導モデル」が提供されている（図3）。このようなモデルを参考にして、発達の段階に応じた指導を考え、実践しなければならない。

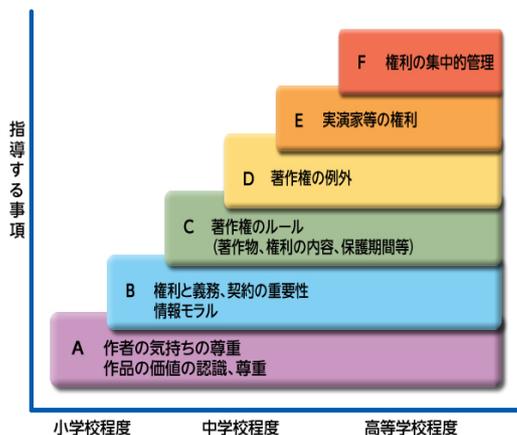


図3 著作権教育の段階的指導モデル

3 著作権法第35条ガイドライン

学習コンテンツや授業形態の多様化により、平成15年6月に著作権法第35条が教育機関等での著作物の活用促進のために改正され（平成16年1月施行）、学校においても著作権の制限が拡大された。これにより、学習者による複製や遠隔地での授業への公衆送信等が著作権者等の許諾を得ずに、行えるようになった。

第35条（学校その他の教育機関における複製等）

第1項 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び様態に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ただし、次の条件、内容を全て満たしてはじめて許可なく複製することができる。

表 第35条第1項ガイドライン（抜粋）

事項	条件	内容
教育を担当する者	授業を実際に行う人	「授業」を担当する教師、教授、講師等（免許の有無は問わない）
授業の過程における使用	「授業」は、学習指導要領、大学設置基準で定義されているもの	クラスでの授業、総合学習、学校行事、部活動、林間学校、生徒指導、進路指導など学校の教育計画に基づいて行われる課外指導
必要と認められる限度	授業の対象となる必要部分	範囲は必要最小限の部分とする
公表された著作物	著作者の許諾を得て公に提供・提示された著作物	未公開の論文、作文、手紙、日記、美術、写真、音楽等の著作物は含まない

なお、研究授業や授業参観における参観者は、授業を担当する者に含まれていない。

また、サークル、同好会、研究会等、自主的な活動で、学校の教育計画に基づかないものに関しても該当しないため、注意が必要である。

4 学校における著作物の適正な利用

学校での著作物の利用について、これまでの利用方法を振り返り、利用方法を勘違いしていたり、思い込んだりして使用をしていなかったかなど、検証する必要がある。

(1) 問題集等の複製

様々な場面が想定できるが、まず前提となるのは、副教材で使用している問題集を児童生徒が全員持っていること、著作物が公表されていること、その授業で使用することである。

ア 副教材で使用している問題集を忘れてしまったので複製して渡す場合や、授業の中で復習に利用するための複製は許容範囲となる。また、補助教材を、教員が自ら作成する場合に既存の著作物を利用することは許容範囲である。

イ 視聴覚障害、発達障害その他の障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童生徒のために、既存の教科書の文字や図形を拡大した「拡大教科書」や「デジタル録音図書」の作成等、児童生徒が必要とする方式により著作物を複製することも許容範囲である（著作権法第33条2項拡大教科書やデジタル録音図書等の作成のための複製）。

ウ 問題集を切り貼りしてのプリント作成についてもその授業で使用するのであれば許容される。ただし、複製が認められる限度は授業の対象となる必要部分で児童生徒が対象でなければならない。さらに、範囲は必要最小限度とする必要がある。

(2) 試験問題への利用

試験問題を作成する場合、著作物を利用する場合には、著作権法第36条の規定により、入学試験等、人の学識・技能に関する試験及び検定のために公表された著作物を必要と認められる限度において複製することができる。学校での定期考査についても同じように許容される。

(3) 校務での著作物の利用

教育雑誌や新聞の複製を行い、職員会議で資料として配布する場合は、私的使用の範囲を超えており、本来は許諾が必要となる。しかし、NIE事業の一環として各自治体や各学校において新聞各社と新聞活用協定を結んでいれば教職員の研修資料として複製することは可能である。協定を結んでいるかは各市町村教育委員会に問い合わせたい。結んでいない場合は許諾を得る必要がある。著作物の利用に関する相談については、専門機関である公益社団法人著作権情報センターに問い合わせ、確認する方法がある。

著作物等の利用のためには教員が正しい知識をもち、正しい利用方法を理解し、実践した上で児童生徒にも利用方法を適切に指導していく必要がある。著作権教育の必要性や発達の段階に応じた著作権指導については、教育センター発行の「指導資料情報教育第94号」に詳しい内容が掲載されているので本資料と併せて参照し、指導していただきたい。

- 参考文献 -

大和淳著 『学校教育と著作権』平成25年4月
『はじめての著作権講座』平成25年6月
私的録音補償金協会管理協会著 『私的録音と著作権』平成23年5月、以上公益社団法人著作権情報センター
作花文雄著 『教師のための著作権講座』 『生徒のための著作権教室』平成24年8月、一般社団法人私的録音補償金管理協会
文化庁著 『著作権法入門2012-2013』平成24年10月、情報権情報センター

(情報教育研修課)